

奈良県教育委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三号

奈良県教育委員会手数料条例の一部を改正する条例

奈良県教育委員会手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「第二項並びに第十六条の二第一項及び第二項」を「第十六条第一項」に改め、同表の二の項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同表の三の項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同表中四の項から九の項までを削り、十の項を四の項とし、十一の項から十三の項までを六項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。